

○岡山市交通遺児激励金支給規則

昭和51年4月1日

市規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、交通遺児に対し交通遺児激励金を支給することによつて、交通遺児の健やかな育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8号に規定する車両、電車、汽車、モノレール、気動車、船舶、航空機その他これらに類するものによる事故により人の生命又は身体が害されたものをいう。
- (2) 小学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、義務教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(小学部に限る。)をいう。
- (3) 中学校等 法第1条に規定する中学校、義務教育学校(後期課程に限る。)、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(中学部に限る。)をいう。
- (4) 交通遺児 次のいずれかに該当する法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

ア 交通事故により父又は母(父及び母がすでに死亡し、父及び母以外の者に養育されている場合にあつては当該養育しているものを含む。イにおいて同じ。)と死別したものであること。

イ 交通事故により父又は母が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号1級の項及び2級の項に該当する障害程度の状態となつた者であること。

(交通遺児激励金の種類及び額)

第3条 交通遺児激励金は、次の各号に掲げる交通遺児激励金の種類に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 就学祝金 5万円
- (2) 義務教育修了祝金 10万円

(交通遺児激励金の支給要件)

第4条 交通遺児激励金は、本市の区域内に住所を有する者に支給し、その種類に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 就学祝金 小学校等及び中学校等の課程に新たに就学した者であること。
- (2) 義務教育修了祝金 中学校等の課程を修了する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、交通遺児が次の各号のいずれかに該当するときは、交通遺児激励金を支給しない。

- (1) 父又は母が交通遺児を伴って再婚(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)しているとき。
- (2) 養子縁組により両親がそろっているとき。

(交通遺児激励金の支給)

第5条 就学祝金については、交通遺児が小学校等の又は中学校等の課程に新たに就学したときに、義務教育修了祝金については、中学校等の課程を修了するときに支給する。

(支給の申請)

第6条 交通遺児激励金の支給を受けようとする交通遺児の保護者(以下「申請者」という。)は、岡山市交通遺児激励金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる書類を提出できない場合は、交通事故申立書(様式第2号)の提出により、第2号又は第3号に掲げる書類の提出に代えることができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 交通事故証明書
- (3) 第2条第4号アに掲げる場合にあつては、死亡診断書又は死体検案書
- (4) 第2条第4号イに掲げる場合にあつては、身体障害者手帳
- (5) 戸籍謄本

2 前項に定める申請書の提出期間は、次の各号に掲げる激励金の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 就学祝金 支給対象年度の4月1日から5月末日まで
- (2) 義務教育修了祝金 支給対象年度の1月10日から2月末日まで

(審査及び決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは必要な事項を審査し、支給の可否を決定し、その旨を申請者に対し書面により通知するものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りの申請その他不正の手段により不当に交通遺児激励金を受けた者があるときは、当該就学祝金及び義務教育修了祝金を返還させることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年市規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年度支給分から適用する。

附 則(昭和56年市規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年度支給分から適用する。

附 則(昭和56年市規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日以降発生の交通事故から適用する。

附 則(平成4年市規則第31号)

この規則は、平成4年4月1日から施行し、この規則による改正後の岡山市交通遺児激励金支給規則の規定は、同日以後に支給事由が生じた者から適用する。

附 則(平成23年市規則第52号)

この規則は、平成23年4月1日から施行し、改正後の岡山市交通遺児激励金支給規則の規定は、同日以後に支給事由が生じた者から適用する。

附 則(令和3年市規則第35号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年市規則第8号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岡山市交通遺児激励金支給規則の規程は、令和4年度支給分から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岡山市交通遺児激励金支給規則の様式(次項において「旧様式」という。)により提出された書類は、この規則による改正後の岡山市交通遺児激励金支給規則の様式により提出された書類とみなす。
- 3 旧様式による用紙のうち、この規則の施行の際現に保有する用紙は、当分の間、必要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年市規則第26号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

岡山市交通遺児激励金支給申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日生  
遺児との続柄  
連絡先( ) ー

交通遺児激励金の支給を受けたいので、岡山市交通遺児激励金支給規則(昭和 5 1 年市規則第 2 3 号)第 6 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

なお、この申請につき市長が住民基本台帳等の調査をすることに同意します。

交通遺児	種別 ※右欄のいずれかに○を付してください	・就学祝金 年 月 日就学 (学校名: )
		・義務教育修了祝金 年 月 日修了 (学校名: )
	氏 名	年 月 日生
	住 所	
交通事故状況	事故にあつた保護者	氏名 生年月日 年 月 日生
	遺児との続柄	
	事故発生年月日時	年 月 日(午前・午後) 時 分頃
	死亡又は後遺障害の程度	1 死亡 2 身体障害者福祉法施行規則(昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号)別表第 5 号の 2 級以上の後遺障害
	事故発生の場所	

添付書類 交通事故証明書・死亡診断書又は死体検案書(障害の場合は障害者手帳)・戸籍謄本等(死亡日, 親子関係の分かるもの)・住民票の写し

様式第 2 号(第 6 条関係)

交通事故申立書

受傷者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	死亡日又は重度障害が生じた年月日			年 月 日 (死亡・重度障害)
事故発生年月日	年 月 日(午前・午後) 時 分頃			
事故発生場所				
受傷者の事故態様 (運転中、同乗中の場合は車種を記入)	運転中、同乗中 (車種： )  歩行中・その他 ( )	相手方の事故態様 (運転中の場合は車種を記入)	歩行中・運転中  (車： ) その他( )	
状況 (詳細にご説明ください)				
各種証明書を提出できなかった理由	交通事故証明書・死亡診断書  1. 請求期間経過  2. その他  ( )			

上記記載の事項は事実と相違ないことを申し立てます。

この申立が事実と相違しているときは、激励金の返還を請求されても異議ありません。

年 月 日

申立人 住所

氏名